

## 法人二税の申告書等の事前送付物を変更します

令和3年10月以降の申告書等事前送付物（プレプリント申告書）から、東京都にeLTAXの利用届出を提出している事業者に対し、申告書等の送付を取りやめます。

なお、納付書（税率表等も含む。）については、従前どおり送付します。

### 時期

令和3年10月送付分から

### 対象者

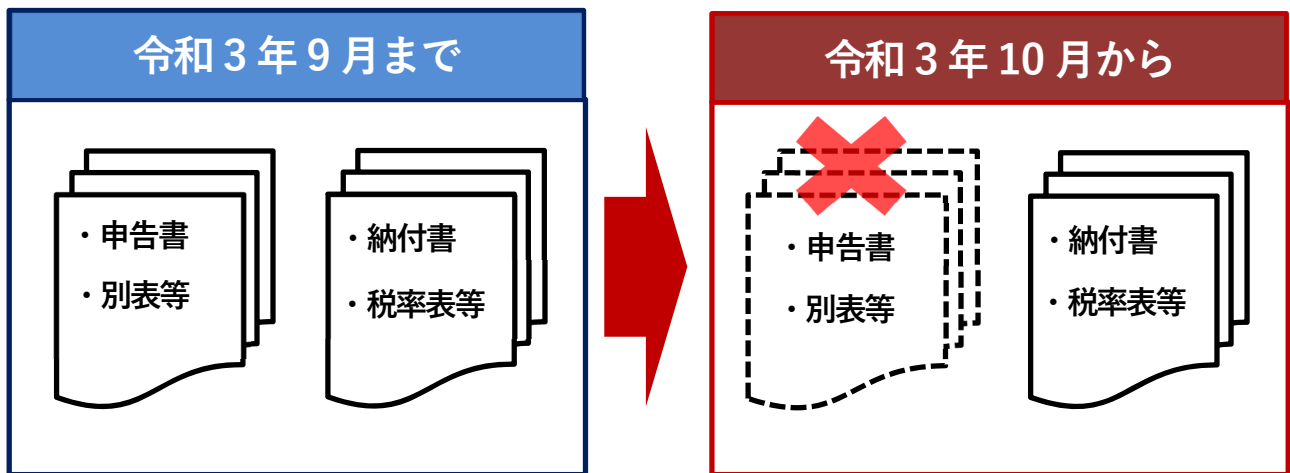
電子申告利用事業者

（東京都にeLTAXの利用届出を提出した事業者）

### 変更点

申告書・別表等の送付を取りやめ、納付書のみ送付します。

（納付書とあわせて税率表等も送付します。）



- 申告書、別表は東京都主税局ホームページ (<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shomei/kakusyuyoshiki.html>) からダウンロードできます。
- 電子申告利用の手続については、eLTAX ホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/>) をご覧ください。



#### 【お問合せ先】

立川税務事務所事業税課（法人事業税班）  
042-523-3174